(別紙)

法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の 基準に該当することの証明願

> 申請者 住所 連合会名 〇〇厚生農業協同組合連合会 (代表理事理事長 〇 〇 〇 〇)

年 月 日

〇 〇 〇 知事 殿

次の記載事項が事実に相違ないことを証明してください。

記

- 1 開設する医療施設
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 標榜する診療科目
- 2 医療施設に関する基準
 - 1の医療施設のうち(施設名)は、次の基準に該当する。

区 分	内容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第22条第1号及び第4号から9号	
	までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行う	・医師法第 11 条第2号又は歯科医師法第	
ための施設	11 条第2号に規定する実地修練を行うた	
	めの施設を有している。	
	・医師法第 16 条の2第1項に規定する臨	
	床研修を行うための施設を有している。	
医療従事者の養成施設及び医	・() の養成所を有している。	
師又は歯科医師の再教育	・医師または歯科医師の再教育を行って	
	いる。(常時 ()人以上)	

区 分	内容	該当事項
医療施設の設置場所	・山村振興法第7条第1項の規定に基づ	
	き指定された振興山村	
	・離島振興法第2条第1項の規定に基づ	
	き指定された離島振興対策実施地域	
	・過疎地域の持続的発展の支援に関する	
	特別措置法第2条第1項に規定する過疎	
	地域	
へき地における住民の医療を	・へき地医療拠点病院	
確保するための医療保健施設	・へき地診療所	
	その他()	
その他特に公益の増進に著し	・農村検診センター	
く寄与すると認められる医療	その他()	
保健施設		

3 医療関係法令等違反の有無

1に掲げる医療施設については、医療に関する法令等に違反の事実はない。

以上の記載事項は事実と相違ないと認める。

年 月 日

〇 〇 〇 知事

〔記載上の注意事項〕

- (1) 1については、厚生連が複数の病院又は診療所を開設する場合には、そのすべてについて記載すること。
- (2) 2については、 該当事項に〇印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消 すること。